

屋外広告物の規制について

令和3年3月8日

第1回 山形県景観形成審議会

報告内容

1 屋外広告物の点検対象について

(1) 安全点検義務化の概要

(2) 点検の対象となっている屋外広告物

(3) 現状の問題点

(参考) 老朽化等危険状態にある屋外広告物実態調査

2 その他

(1) 公共的な広告物に対する考え方

(2) 都市公園における屋外広告物について

1 屋外広告物の点検対象について

(1) 安全点検義務化の概要

① 目的

点検により屋外広告物の安全性を高め、県民に対する危害の防止を図る。

② 背景

・ 札幌市の看板落下事故

平成27年2月15日、札幌市
繁華街でビル壁面に設置されていた
看板が落下
歩行者に直撃して意識不明の重体



- ・ 「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（国土交通省）の改正
→ 自治体の点検義務化を促進

1 屋外広告物の点検対象について

③ 山形県屋外広告物条例の改正（平成30年3月20日）

- ・ 屋外広告物の安全点検を義務化

（ 改正の概要 ）

- 自家用広告物等の適用除外広告物を含む屋外広告物に安全点検を義務化（危険性のない簡易広告物は除く）
 - 許可広告物については、許可更新期間3年ごとに点検を行い、点検報告書の提出を求める
 - 点検する者の資格要件を明確化
- ・ 約半年の周知期間を経て平成30年10月1日より施行
 - ※ 全国都道府県で10番目、東北で4番目

1 屋外広告物の点検対象について

(2) 点検の対象となっている屋外広告物

山形県屋外広告物条例施行規則第11条の2

	建植広告	壁面利用広告	屋上利用広告	袖看板
	(うち特殊装置広告)	(うち特殊装置広告)	(うち特殊装置広告)	(うち特殊装置広告)
・屋外広告士	○	○	○	○
・日広連(※)開催の点検技能講習会修了者	(○)	(○)	(○)	(○)
・一級建築士(◆)	○	○	○	×
・二級建築士(◆)	(×)	(×)	(×)	(×)
・一級建築施工管理技士(◆)	(×)	(×)	(×)	(×)
・第一種電気工事士(◆)	×	×	×	○
・第二種電気工事士(◆)	(×)	(×)	(×)	(×)
・特種電気工事資格者(◆)	×	×	×	○
	(○)	(○)	(○)	(○)

※ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

◆ 上記資格を有し、なおかつ自治体が開催する屋外広告物講習会を修了していること

1 屋外広告物の点検対象について

点検の対象から除外している広告物

○電力柱等利用広告

- ・ 巻付広告
- ・ 塗装広告

○簡易広告物

- ・ はり紙、はり札等、立看板等
- ・ 広告幕、広告旗
- ・ アドバルーン

○独自の点検マニュアルがあるもの

- ・ 道路標識(小規模付属物の点検要領)

1 屋外広告物の点検対象について

点検部	点検内容
基礎部・上部構造	<ul style="list-style-type: none">・ 上部構造全体の傾斜、ぐらつき・ 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常・ 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	<ul style="list-style-type: none">・ 鉄骨接続部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間・ 鉄骨接続部(ボルト・ナット・ビス)のゆるみ、欠落
取付部	<ul style="list-style-type: none">・ アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形・ ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化・ 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常
広告板・文字	<ul style="list-style-type: none">・ 広告板面・文字等の汚れ、変色、さび・ 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落・ 枠組み部材の破損、ねじれ、腐食
照明装置	<ul style="list-style-type: none">・ 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光・ 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水・ ネオン管・サポート類の破損・ ネオントラス・その周辺の損傷、接続不良
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 付属部材の腐食、損傷・ 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷・ その他点検した事項

1 屋外広告物の点検対象について



目視・触診による確認



広告板内部の点検



特殊装置広告の内部確認



接続部のボルトの状況確認

点検状況（点検報告書より・写真一部加工）

1 屋外広告物の点検対象について

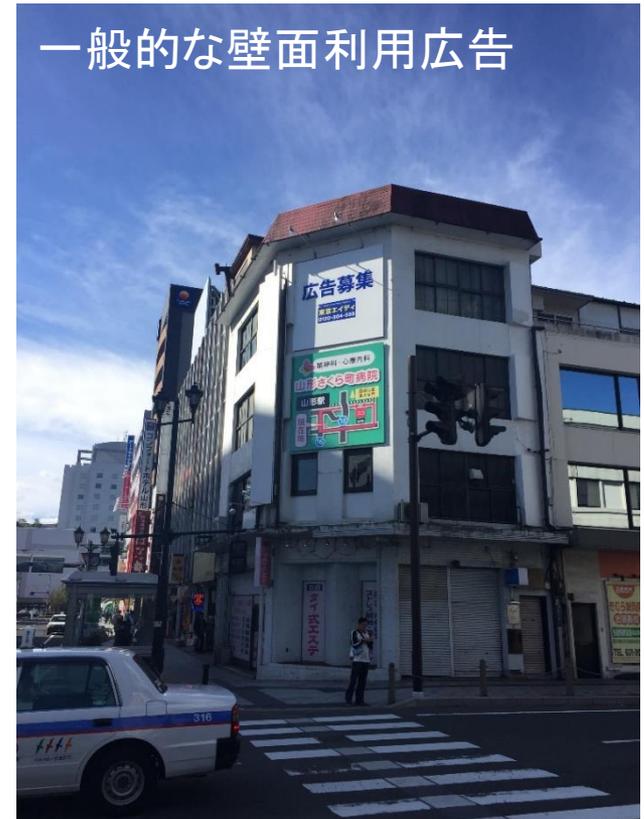
(3) 現状の問題点

- 点検を要する全ての広告物は、有資格者による点検が必要
- 有資格者の確保、及び有資格者に委託する点検費用の確保
- 危険性のないペイントによる広告物等も点検対象

一般的な屋上利用広告



一般的な壁面利用広告



1 屋外広告物の点検対象について

一般的な建植広告



一般的な電力柱等利用広告(袖看板)



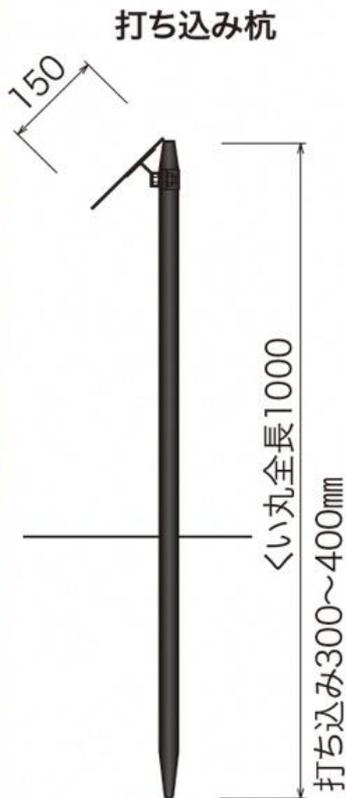
1 屋外広告物の点検対象について

ケース①: ペイント等による壁面利用広告も現状のルールでは点検が必要となる。



1 屋外広告物の点検対象について

ケース②: 高さの低い建植広告についても、有資格者による点検が必要となる。



1 屋外広告物の点検対象について

他県の屋外広告物条例の状況(R2年11月)

○条例等で点検義務規定を設けている都道府県

- ・ 全国では34都道府県
- ・ 東北では4県(岩手県、福島県を除く)

○点検義務化を予定している都道府県

- ・ 全国では6県
- ・ 東北では2県(岩手県、福島県)

○有資格者による点検義務を設けている都道府県

- ・ 点検義務規定のある34都道府県全て

1 屋外広告物の点検対象について

他県の屋外広告物条例では、以下のような規定を設けている自治体がある。

○安全点検義務の対象外とする広告物

- 壁面等に直接塗装またはシート張り付けしたもの
- 建築物の壁面に切文字や箱文字を直接施工したもの

○有資格者による点検を必要としない広告物

- 高さが4m以下の広告物
- 表示面積が10m²以下の広告物

これら他県の状況などを参考にしながら、適切な点検のあり方を目指したい。

1 屋外広告物の点検対象について

(参考) 老朽化等危険状態にある屋外広告物実態調査

山形県では、県内に設置してある広告物で、老朽化等により危険状態にある広告物を確認するため、3年ごとに実態調査を行っている。

平成23年度: 12基(管理者不明広告物のみ)

平成26年度: 5基(概算撤去費が拵めるものののみ)

平成29年度: 33基

令和 2年度: 19基(中核市の山形市を除く)

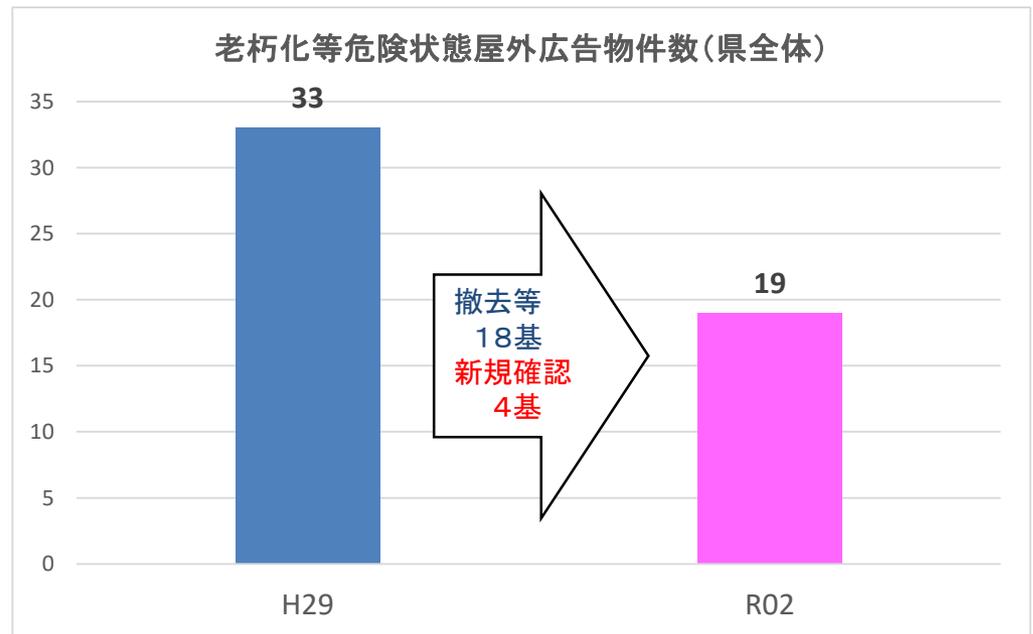
1 屋外広告物の点検対象について

令和2年度 老朽化等危険状態にある屋外広告物実態調査

- 調査期間: 令和2年12月21日～令和3年1月29日
- 調査対象: 老朽化等により、落下又は倒壊の恐れのある屋外広告物
- 調査範囲: 山形市を除く県内全域

【調査結果】

- ・危険広告物の確認数: 19基
 - うち、管理者不明広告物 5基
- ・広告物の種類: 建植広告 10基
 - 壁面平面 2基
 - 壁面突出 7基
- ・広告物区分: 自家広告物 16基
 - 不許可広告物 2基
 - 不明広告物 1基



2 その他

(1) 公共的な広告物に対する考え方

本県の屋外広告物条例では、公共広告物も景観に与える影響は民間広告物と同等との理由から、民間広告物と同様に規制しているが、市町村等が設置する観光振興に資する歓迎看板などについては、規制緩和を求める声がある。

○県境や高速道路IC付近における歓迎看板等の規制

- ・現況の規制：第2種特別規制地域
- ・設置可能な広告物：国等が設置するもので1面2m²、総面積4m²以下

2 その他

(2) 都市公園における屋外広告物について

県の都市公園は、指定管理者で管理運営を行っているが、公園施設の維持管理費に充てる目的で、民間企業から広告収入を得ることができるよう、指定管理者から規制の緩和を求められている。

○都市公園における民間企業の広告物に対する規制

- ・現況の規制：第1種特別規制地域
- ・表示可能な広告物：地方公共団体が設置する掲示板への表示

※山形県都市公園条例では、みだりに屋外広告物を表示してはならないとの規定がある。